

## 福岡県観光審議会傍聴要領

## (傍聴手続)

第1条 福岡県観光審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴を希望する方は、会議の開始30分前から会議の開始予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入した上で、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴の受付は、先着順に定員に達するまで行います。

## (傍聴（公開）の対象)

第2条 審議会は、公開を原則としておりますが、「福岡県観光審議会における会議の公開に関する要領」第3条第2項に該当する場合は、会議を非公開とすることがあります。

2 前項の規定について、審議会の途中において第3条第2項に該当する場合は、会長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

## (傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は、審議会の傍聴にあたり、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画又は録音を行わないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会場において、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) 会長及び事務局職員の指示に従い、その他審議会の支障となる行為をしないこと。

## (会場の秩序維持)

第4条 傍聴者が、第3条の規定に違反したときは、会長が退場を命ずることがあります。